

特養利用料金(多床室)

R8.6.1

対象者			要介護度	居住費	食費	介護サービス 1割負担	サービス提供 体制強化加算	看護体制加算		夜勤職員 配置加算	個別機能 訓練加算(Ⅰ)	栄養マネジメント 強化加算	介護職員処 遇改善加算	合計金額 (円)	
	預貯金額(夫婦の場合)	Ⅰ						Ⅱ	1日合計					1か月合計(30日)	
市町村 民税世帯非課税	第一段階 生活保護受給者	要件なし	① ～ ⑤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一段階 老齢福祉年金受給者	1,000万円 (2,000万円)	①	0	300	0	0	0	0	0	0	0	0	300	9,000
			②												
			③												
			④												
			⑤												
	第二段階 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が80万円以下	650万円 (1,650万円)	①	430	390	589	18	6	13	22	12	11	120	1,619	48,570
			②			659							132	1,701	51,030
			③			732							145	1,787	53,610
			④			802							157	1,869	56,070
			⑤			871							169	1,950	58,500
	第三段階① 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が80万円超～120万 円以下	550万円 (1,550万円)	①	430	650	589	18	6	13	22	12	11	120	1,879	56,370
			②			659							132	1,961	58,830
			③			732							145	2,047	61,410
			④			802							157	2,129	63,870
			⑤			871							169	2,210	66,300
	第三段階② 本人の公的年金収入額 (※)とその他の合計所得 金額が120万円超	500万円 (1,500万円)	①	430	1,360	589	18	6	13	22	12	11	120	2,589	77,670
			②			659							132	2,671	80,130
			③			732							145	2,757	82,710
			④			802							157	2,839	85,170
			⑤			871							169	2,920	87,600
	第四段階 上記以外の方 (266万以上)		①	1,100	1,900	589	18	6	13	22	12	11	120	3,799	113,970
			②			659							132	3,881	116,430
			③			732							145	3,967	119,010
			④			802							157	4,049	121,470
			⑤			871							169	4,130	123,900
	第四段階(2割負担) 本人の合計所得金額が160万以上かつ 年金収入+その他の合計所得金額が 単身世帯:280万以上 2人以上の世帯:346万以上		①	1,100	1,900	1,178	36	12	26	44	24	22	239	4,597	137,910
			②			1,318							264	4,762	142,860
			③			1,464							289	4,933	147,990
			④			1,604							314	5,098	152,940
			⑤			1,742							338	5,260	157,800

【その他加算】

・安全対策体制加算	20円／入所時1回加算	・個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円／月
・生産性向上維持体制加算(Ⅱ)	10円／月	・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円／月
・口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円／月	・協力医療機関連携加算(Ⅰ)	50円／月

※非課税年金も含みます。(非課税年金とは、国民年金、厚生年金、共済年金の各制度に基づく遺族年金・障害年金を指します。)
 居住費・食費については、第一～三段階の方は基準負担額が決っています。第四段階の方は施設の設定額になります。
 介護職員処遇改善加算については、少数点第1を四捨五入している為、月単位で計算すると若干差異がでます。